

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給します。

◆支給額 1世帯当たり10万円

◆対象世帯 ①世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

→支給対象となる可能性がある世帯には、2月中に通知文（確認書）を送付しています。

②家計急変世帯

→令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯。申請には条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

◆申請期限 ①5月6日(金)

②9月30日(金)

詳しくは、社会福祉課ウェブページをご覧ください。



問合せ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務局コールセンター
☎ 0120 (390) 585 8時30分～17時15分（土日・休日を除く）

離婚等により「子育て世帯への臨時特別給付金」を 受け取っていない方へ支援給付金を支給します

◆支給対象者

令和3年9月1日以降（高校生等のみを養育する方は10月1日以降）の離婚等により、現在、対象児童を養育しているにもかかわらず、「子育て世帯への臨時特別給付金」を受け取っていない方。

◆対象児童

①令和4年3月分の児童手当対象児童

②令和4年2月28日時点において支給対象者に養育される高校生等

◆支給額

対象児童1人につき10万円

※元養育者から給付金の一部を受け取っているまたは対象児童のために消費されている場合はその金額を差し引きます。

◆申請期限 3月31日(金)

詳しくは、子育て支援課ウェブページをご覧ください。



問合せ 子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター ☎ 0120 (451) 105
8時30分～17時15分（土日・休日を除く）